

予算審査特別委員会 第3号

平成26年3月12日(水曜日)

○議事日程

- 1 議案第 6号 平成26年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 7号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 8号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 9号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第10号 平成26年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第11号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

○出席委員(10名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 鶴谷 啓一 君 | 2番 岩間 修身 君 |
| 3番 中村 光広 君 | 4番 本間 鉄男 君 |
| 5番 堀 清 君 | 6番 高野 俊和 君 |
| 7番 木村 輔宏 君 | 8番 真貝 政昭 君 |
| 9番 工藤 澄男 君 | 10番 逢見 輝統 君 |

○欠席委員(0名)

○出席説明員

- | | |
|---------|----------|
| 町 長 | 本間 順司 君 |
| 副町長 | 田口 博久 君 |
| 教育長 | 成田 昭彦 君 |
| 総務課長 | 小玉 正司 君 |
| 会計管理者 | 白岩 豊君 |
| 財政課長 | 三浦 史洋 君 |
| 保健福祉課長 | 佐藤 昌紀 君 |
| 産業課長 | 村上 豊君 |
| 建設水道課長 | 本間 好晴 君 |
| 幼児センター長 | 宮田 誠市 君 |
| 教育次長 | 佐々木 容子 君 |
| 総務係長 | 高野 龍治 君 |
| 財政係長 | 人見 完至 君 |

○出席事務局職員

事務局 長

議事係主任兼総務係主任

藤 田 克 禎 君

野 村 忠 弘 君

開議 午前 9時58分

○**議会事務局長（藤田克禎君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。
ただいま委員10名全員が出席されております。
説明員は、町長以下11名の出席でございます。
以上でございます。

◎開議の宣告

○**委員長（鶴谷啓一君）** 予算審査特別委員会を開催いたします。
ただいま事務局長の報告のとおり、10名全員の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
昨日は9款消防費まで質疑が終わっておりますので、きょうは10款教育費から始めたいと思います。

次に、10款教育費、164ページから189ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○**6番（高野俊和君）** 前にもお聞きしたかと思えますけれども、171ページの教育振興費の中で、こちらは小学校、75ページは中学校だと思えますけれども、今年度は特別支援教育支援員賃金が小学校、中学校とも予定されておりますけれども、毎年あるわけではなくて、たしか去年はなかったと思えますけれども、この制度自体がどのような状況のときに設置されるものなのか説明をお願いしたいと思います。

○**教育次長（佐々木容子君）** 特別支援員の賃金でございますが、実際の配置は、小学校2名、中学校1名、25年度も配置をされておりました。ただ、25年度小学校分につきましては、労働費の緊急雇用対策のほうで支出をしております、その事業、25年度で終わりということで、26年度、小学校費で2名を計上した次第でございます。

○**6番（高野俊和君）** 支援教育支援員、補助の教員かと思えますけれども、内容について若干説明をお願いしたいと思います。特に何の科目をやるのか。前は小学校の算数とも聞いておりましたけれども、今回は何の教科を重点に考えているのかを委員会のほうでつかんでおりましたら説明をお願いしたいと思いますけれども。

○**教育次長（佐々木容子君）** 特別支援教育の支援員、特別支援教室、いわゆる特殊学級、小学校ですと、知的、それから自閉症児のクラス、それから肢体不自由のクラス、こういったクラスに対しまして、本来正規の教員として配置されている教員だけでは目が届かない部分、そういった部分の補助に入ったり、また1年生、2年生で国語、算数、そういった点で若干クラスの授業におくれぎみになる生徒さん、児童さん、そういったお子さんのフォローに立つということで、主に特別支援教室と低学年のほうについております。

○**6番（高野俊和君）** 小学校と中学校で予算に少し差がありますけれども、これは単に日数が小学校のほうが多くて、中学校のほうが少ないということなのでしょう。

○**教育次長（佐々木容子君）** 小学校のほうが若干、お一人ずつの時数のほうがふえております。

小学校につきましては、お一人1,470時間。年間です。中学校に関しましては、科目違いですが、900時間ほど年間見ております。

○6番（高野俊和君） わかりました。

次に、その下にあります需用費のクラブ活動費なのですけれども、需用費と次の扶助費にもクラブ活動費って、175ページにも需用費でクラブ活動費がありまして、それから扶助費と両方にクラブ活動費がのっていると思うのですけれども、この説明をお願いします。

○教育次長（佐々木容子君） 需用費で見えていますクラブ活動費は、文系、体育系のクラブ幾つかございますが、そちらのクラブの活動自体の経費ということで、扶助費のほうはクラブ活動を行うお子さん個人への支給ということで、扶助費のほうはお子さんたち本人、それから需用費のほうはクラブそのものへの支出ということで、両方の性格が若干違います。

○6番（高野俊和君） クラブ活動ですから中学校だと思いますけれども、現在中学校のクラブとして位置づけされているクラブは何団体ありますか。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します。答弁調整のため。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○委員長（鶴谷啓一君） 会議を再開いたします。

○教育次長（佐々木容子君） 中学校ですが、クラブ、野球、バレーボール、バドミントン、あと文系でブラスバンドがございます。

○6番（高野俊和君） ちょっと聞き漏らしましたけれども、個人に行く分というのは、大会などに行くときの個人に支給されるという、そういう金額ということですか。

○教育次長（佐々木容子君） 例えばクラブ活動、体育会系のお子さんであれば、学校指定ジャージのほかに……例えば体育系のクラブに入っているお子さんであれば、クラブの練習なりに使う、当然にジャージですとかシューズですとか、何かしらそういう必要な経費というものがということで、そういうものを見込んでおります。

○6番（高野俊和君） 中学校でクラブ活動として活動しているものと、スポーツ少年団が中体連の大会に、そのときだけは多分クラブという形で中体連の大会に出場するのですけれども、そちらのほうもこの経費というのは見られているのでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） 中体連関係のものに関しましては、ページでいきますと175ページの一番最後、教育振興費の19節負担金補助及び交付金の中に参加負担金が幾つかございまして、例えば全道大会へ出場ということになれば、一番下、中体連の全道大会という、こちらのほうで支出も予定されています。

○6番（高野俊和君） それはわかるのですけれども、さっきクラブ活動の個人といえば、例えばジャージとか靴とかジャンパーとかそういうものも当然入ると思うのですけれども、少年団で活動している剣道、柔道その他があると思うのですけれども、その辺にもそういうクラブ活動で使われ

ているのと同じように使用というのはされているのでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 扶助費で見られているものは、要は就学援助の関係で、準保護、要保護に認定されている生徒の分の個人分を負担するというごこととさせていただきます。そういうこととご理解願いたいと思います。

○6番（高野俊和君） 最後になりますけれども、学力向上推進事業費、181ページ、ふるびら通学合宿実行委員会助成金なのですからけれども、19節負担金補助及び交付金なのですからけれども、小学生を対象にして行っている、2泊3日だと思いますけれども、宿泊合宿のことだと思いますけれども、漁港会館で毎年ここ数年やっているのはわかりますけれども、合宿みたいなものは、一昔前になりますけれども、中学校の主なるクラブ活動はほとんど二、三日の合宿を盛んにやっていたという記憶があります。吹奏楽部なども合宿をしていたことがありますけれども、強化合宿というのは、少年団や体育関係のクラブ活動と合宿は若干違うとは思いますが、私のクラブ活動の合宿での感想をちょっと言いますと、練習は大変ですし、時間も長いですから結構大変なのですからけれども、みんな楽しそうにやっていたという記憶があります。何でだろうなと思うと、夜が楽しいのです。仲間と一緒に御飯を食べたり、夜、肝試しをやったり、いろんなことで楽しい場面もあったので、割合みんな楽しそうにやっていたという記憶はあります。そのことによってチーム力がぐんとアップしたという経験も随分ありますし、これを境に団結ができて、いいチームにでき上がったという記憶も随分あるのですけれども、この合宿も大分有意義だというふうには聞いておりますけれども、小学生ですから、中には時々遊びというか、ゆとりも取り入れて、たまには夜、ゆとりも取り入れて、少し遊びも入れて合宿を盛り上げるというのもいいかなと思いますけれども、教育長はどういうふうに考えていますか。

○教育長（成田昭彦君） この通学合宿につきましては、ふだんの生活習慣規則を身につけさせるというのが大きな大前提でございます。今やっている早寝早起き朝ごはんをモットーに、入ったら4泊5日で、そこからはゲーム、携帯電話は一切ない生活になります。そして、それを1カ月後にまた2泊3日で、どれだけ生活習慣が身についたかということとやるわけとさせていただきますけれども、その中には遊びというのは入ってきません。漁港会館から学校へ通って、学校から漁港会館へ帰る。夕食までの時間を隣の公園で遊ぶ時間等がありますけれども、時間になりましたら学習時間、そして読書の時間、そして振り返りというふうに決まった時間で行動しますので、そういったものを身につけさせるということで、ゲームから離れた、そういう生活を送っていますので、これは運動でいう強化合宿みたいなものとはちょっと違うのかなと思っています。

○6番（高野俊和君） クラブの合宿も、朝は6時前に起きます。朝練習がありますから。夜も10時には大体消灯します。もちろんそのころ携帯電話もありませんし、ゲームもほとんどありません。そういうことは厳しいのです。ですから、この合宿で、私の言った遊びというのはゆとりのことを言っているのです。そういう中で遊ばせると言っているわけでは全くありません。当然そういう厳しいしつけもきちんと教える中で、勉強ばかりだと少し息苦しくなるところを、息抜きのために夜の何時間かでもそういう時間をつくるのがいいのではないかということで、遊びの合宿を推奨するということでは全然ありませんので、その辺はちょっと認識が違うような気がしますけれども。

○**教育長（成田昭彦君）** 確かに子供たち、就寝、寝る時間になってからは多分部屋の中でそういうことをしているのだらうと思いますけれども、まずもって親と一緒にそういった生活を身につけさせるということが第一の目的なものですから、その期間中は親と離れますけれども、最後の週には反省、自分たちのやってできたこと、それを親にも知ってもらおうということで、親対象の講演会もやってございます。要は、その合宿を終わって、どれだけ規則正しい生活習慣が身についたかということなものですから、そこはそういった中での。ですから、4泊5日終わったら、やっぱり疲れたという顔で子供たち帰っていくわけでございますけれども、過去3回ですか、見てみますと、4泊5日で終わって、それから1カ月後の反省で2泊3日やったときには、家庭へ帰っても読書の時間を規則正しく設けたり、学習時間も定期的に入れるという報告は受けていますけれども、1年たって帰ってきた子供は、それが長続きしないからまた来たというような状況もございますので、まだまだそういった面は改善していかなければならないのかなと思っています。

○**6番（高野俊和君）** 最後ですけれども、今の生徒と、それから一昔前の生徒とは、形もいろいろ変わってきているでしょうし、家庭とのつながりも随分さま変わりしているというか、変化も出てきているので、私の私見ですから、こういうほうにああすれと言っているわけでは全然ありませんけれども、総合的に今の子供たちというのは、割合人数が少ないということもありますけれども、仲間と一緒にやるという、そういうお互いに高め合ってやるという機会が少ないような気がしますので、いろいろなことを模索していると思いますけれども、こういうことも少し頭の中に入れて、教育の一環になればいいなというふうに考えておりますので、これからもいろいろな方法を模索して進めてほしいと思っています。答弁は要りません。

○**4番（本間鉄男君）** 最初に、167ページの負担金補助及び交付金ということでお伺いしたいのですが、古平町で道立高校だとか私立高校へ行く、町外に行く生徒に対して、町で通学補助を出すということなのですが、今回303万という金額、これの場所別というのですか、余市だとか小樽と違ってあると思うので、その辺の内容と生徒数、金額、この辺をお伺いしたいと思います。

○**教育次長（佐々木容子君）** 26年度からの事業ということで予算計上させていただきました高校生に対する通学費補助でございますが、道の実施しています内容をほとんど踏まえてという形で、町単独事業として実施いたします。金額といたしましては、小樽の高校であれば月に1万円、それから余市の高校であれば月に7,500円という金額です。算定の根拠でございますが、対象となりますのが、現在の高校1年生と中学3年生、人数にしまして高校1年生28名、中学3年18名おりますが、小樽、余市へ通っているお子さんは、高校1年生の皆さんはもう既に就学済みでございますが、中学3年生の皆さん、来週合格発表ということで、確定ではないですが、志望校から拾っております。小樽へ通われるお子さん、高校1年16名、中学3年14名、また余市は、高校1年の方が6名、中学3年の方が2名ということで、小樽30名、余市8名ということになります。道の補助も所得の限度額というものを設定してしまして、実際には申請をしていただいて、所得調査をしてからの確定になりますが、現在の高校2年生、3年生の割合的に見まして、小樽30名のうち対象となるのではないかとということで20名、余市は8名のうち7名ということで、20名に対して月1万円の12カ月12万、それから余市町7名に対して月7,500円の12カ月、お一人9万ということで、今回303万円を

計上させていただきました。

○4番(本間鉄男君) 実際に、この間の新聞もそうですけれども、パス料金が値上げというような話が出ていましたよね。そういう中で、今実際に通学定期、これは余市、小樽でどのぐらいかかるのでしょうか。

○教育次長(佐々木容子君) そのお子さん、お子さんの高校の場所によっても若干定期の料金は変わってくるのですが、大体小樽で、土日を抜かした月曜から金曜までの定期で1万8,000円から9,000円、土日を含めた1カ月丸ごとで2万5,000円、それから余市に関しましては1カ月満度ということで、こちらも1万6,000円、7,000円程度ということになっております。

○4番(本間鉄男君) そうしますと、今の学校というのは土日が休みと、基本は。部活だとか何かそういうので行かない限りは大体、約半分ぐらいを補助するというような捉え方でよろしいのでしょうか。

○教育次長(佐々木容子君) そういうことになっております。

○4番(本間鉄男君) 次に、169ページ、どこの項目にも関係すると思うのですがけれども、小学校で賃金の中で臨時公務補賃金って出ています。臨時補の賃金って、昨年も一昨年もそうかなと思うのですがけれども、全然賃金が変わっていないのではないかなと思うのです。ということは、ここ何年ずっと最低賃金というものは引き上げられてきていますよね。そういう中で、職員の賃金も一時カットということはありましたけれども、また戻したというようなこともあって、臨時公務補だとかそういう職員の賃金が上がらないということは、逆に言うと最低賃金にいかないから上げないのだというような捉え方で町としても上げていないのかなという思いもするのですがけれども、今いろんな形で負担がふえるという中で、多少の臨時職員だとか公務補のこういう人方の賃金、この辺の見直しも検討するべきかなと思うのですがけれども、いかがでしょうか。

○総務課長(小玉正司君) 臨時公務補というか、臨時職員全体の賃金も言えるのですがけれども、最近役場職員、5%カット、10%カット、行革に絡めて何年も引き下げてまいりましたけれども、臨時さんについてはそのまま据え置いていたと、そういう経緯がございます。そして、古平の賃金体系も、他町村に比べて決して低くないというふう到我々考えております。そういうことで、臨時さんにつきましては改定していませんけれども、町職員の実態、それから他町村の実態を考えて今のところ据え置いていると、そういうことでございます。

○4番(本間鉄男君) 他市町村よりは決して安くはないというようなお話なのですがけれども、北後志のそういうところでの実態、時間によりますけれども、古平町の場合でも、保育所の公務補の場合はちょっと時間が長いから高いとか、そういうさまざまな要因がありますけれども、古平町の基準が高いのか安いのかというのがまず1つ、我々比べる資料がないのです。もしその辺が町で把握しているのであれば、北後志5カ町村あたりの賃金体系、その辺を教えてくださいなと、そのように思っております。

それから、小学校の臨時公務補なんかでも、ことし60歳、61歳ぐらいになるのですかね。そういう中で、前に議会で私が年金の関係で、それこそ労務に携わる臨時職員は65まで引き上げていくべきではないかということで、美国なんかでも65まで引き上げておりますけれども、古平町も前にそ

のように私が質問して、年金支給年齢に達するように事務方は別として引き上げていくという答弁でしたけれども、それで間違いございませんか。

○総務課長（小玉正司君） 間違いございません。

○4番（本間鉄男君） 次に、その下の学校管理費の需用費なのですけれども、水道光熱費というのが、新校舎になって新しく1,300万という金額が出てきましたけれども、実際に旧校舎の水道、燃料費、この辺との対比としてはどの程度ふえたのか減ったのか、その辺の数字というのはわかりますでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） 申しわけありません。旧校舎部分につきましては、資料を持ち合わせておりませんでした。

○4番（本間鉄男君） 確かに暖かい、いい学校だなという印象は受けるのですけれども、逆にどの程度の経費がかかっていくのかなということによって、町の維持管理費というか、そういう部分も負担増になるのかなという思いもあるので、その辺をきちっと私どもも把握しておきたいなと、そのように思っております。

それと、電気料金、北電が2度目の値上げとかなりマスコミに騒がれていますけれども、これは今の段階では2度目の値上げ分は計上していないのではないかなと思うのです。パーセントで北電が何%でしたか上げるといふ話になると、大体この予算上でいうとどのぐらいの負担増になるかという計算はしていますか。

○教育長（成田昭彦君） また値上げが予想されていますけれども、その分というのは含まれておりません。ただ、新しい校舎を使って1年たちまして、当初の契約から基本料金ですか、その分を下げた中で新たな契約ということで、予想以上に使っていなかったということで、契約内容を下げた形になってございます。小学校の中で電気料を見えていますけれども、この分については、給食センターの分も含まれているということでご理解願いたいと思います。

○4番（本間鉄男君） 次に、173ページの教育振興費の扶助費の中で、学校給食費ということで計上しておりますけれども、昨年からいけば40万ほど予算的には上がっているのです。要だとか準だとかということで給食費が免除だとか、そういうような生徒がいると思うのですけれども、40万上がったというのは、材料費の部分がどのぐらいの計算なのか、それとも給食免除とかそういう児童、その数の変化があって40万ほど上がったのか、その辺の内容をお伺いしたいと思います。

○教育次長（佐々木容子君） 学校給食費でございますが、1食当たりの単価というのは、26年度値上げをしないでそのままということで考えております。ただ、先日の25年度分の補正でも、扶助費の学校給食費、増額補正をいただいておりますが、人数のほう思ったよりもふえてということで、今回こちら新年度予算のほうも、前年度25年度よりも人数のほうを4名ほどふやしているということでございます。

○4番（本間鉄男君） たしか去年は30名ほど、合わせてだったかな、ちょっと記憶にないのですけれども、いたのですけれども、今回は総体的にいうと、私の記憶が間違っていなければプラス4で34ぐらいかなと思うのですけれども、どのぐらいの免除というか人数、総体的に。それと、児童数と免除の人数というのはわかりますか。

○教育次長（佐々木容子君） 申しわけありません。4名ではなくて14名、26年度は44名で給食費のほうを積算しております。26年度の小学校の予定児童数が97名でございます。97名のうち44名が対象になるのではないかということで見積もっております。

○4番（本間鉄男君） 次に、次の175ページで、教育振興費で使用料及び賃借料のスキーリフトで聞いてもいいのかなと思うのですけれども、このたび中学校がキロロヘスキーに行ったと思うのです。ちょうどたしかそのときスノーモービルの遭難騒ぎがあって、自衛隊だとか、そういう山岳救助隊が出ていたというのが、話、晩に私帰ってきてからあれしたら、中学校のキロロヘ行ったスキー授業と一緒にときだったねということで、ちょっと児童に聞いたら、一番奥のスキー場というのですか、それこそ余市岳に近い、なだらかなコースを来ると4キロも5キロもある、そっちのほうまで行く児童もいたということなのですから、今回このスキー授業で、救助で大がかりに自衛隊が出たり、さまざまな方々が捜索に出ていましたけれども、スキー遠足というか、授業に影響なかったのか、その辺お伺いしたいと思います。

○教育長（成田昭彦君） ちょうどその日、校長と打ち合わせありまして、ちょうど校長も現場、キロロのほうへ行ってたわけでございますけれども、確かにヘリコプターは飛ぶ、自衛隊は出、にぎやかだったのですけれども、授業には影響なく、リフトも使えて、平常通りに授業をしたということで確認しております。

○4番（本間鉄男君） 次に、177ページの給食運営費の部分で、エレベーター点検料というのが役務費でありますけれども、一般的にエレベーターの保守点検というのですか、これが町営住宅なんかの場合と大体半分ぐらいになっていますよね。ただ、小学校には、障害を持った子供をエレベーターで上のほうに上げるという、そういうこともあるということでエレベーターを用意していましたが、このエレベーターそのものが町営住宅のエレベーターと比べて半額の保守点検料ということであれば、どういう基準で半額になっているのでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） エレベーターの点検ですが、小学校費でも見ておりますし、給食センター費のほうでも実は見ております。小学校費のほうは169ページにあります、こちらは人が乗ってということで、安全上月に1回、12カ月の点検を見込んでおりますし、177ページのエレベーターは、給食できましたものをカートごと載せるという荷物用ということで、こちらのほうは1カ月置きで年6回の点検を見込んでおります。

○4番（本間鉄男君） 185ページ、海洋センター費の委託料で海洋センター管理委託料ってありますけれども、昨年より、わずかですけれども、20万ほど予算計上がふえていますけれども、たしか東洋実業との契約だと思うのですけれども、別に指定管理ではないので、この辺どういうふうな予算、20万ほどの追加、この辺が説明をいただきたいなと、そのように思います。

○教育次長（佐々木容子君） こちらの海洋センターの管理委託、内容的には受付業務、それから清掃管理、それから夏の分のプールの監視なのですが、内容的には前年と全く同じで5%の税が8%ということで、約700万近い事業の3%増で20万ほどアップということになります。

○4番（本間鉄男君） 今海洋センター、委託しているから消費税ということで、私たちが今までぴんとこなかったのですけれども、海洋センターのプールとか、それこそアリーナ、それから上の

ほうで卓球だとか何かあったりしますけれども、その辺の利用人数というのはどの程度把握しておりますか。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します。答弁調整のため。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○委員長（鶴谷啓一君） 会議を再開いたします。

○教育長（成田昭彦君） 大体海洋センターについては延べ2万人程度。それから、ついでに申し上げますと、武道館が年間大体1,000名、そういう形になってございます。

○4番（本間鉄男君） 次に、187ページ、多目的運動広場費ということで、需用費で、消耗品費とか光熱費というのはわかるのですけれども、多目的運動広場ということは今の小学校の広場かなと思うのですけれども、燃料費というのは何を指して燃料費というものが計上されたのでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） こちらの燃料費は圧雪車です。25年度までは小学校費の中で見ていたのですが、施設を管理するのが生涯スポーツ係ということで、管理する側で予算を持つということから燃料費、それからその下の役務費のところには圧雪車の整備料がありますが、それを小学校費から移してこちらのほうで計上しております。

○4番（本間鉄男君） 本来どっちがいいのかなと思うと、小学校のスキーのスロープ、このために基本的に圧雪車を入れたのでないかなと思うので、どっちかということ主たるものは小学校費のかなと私は思っていたのです。だから、そういう部分で、町の考え方がそちらのほうに移行するというので、それはそれで極端に変なというか、そういうあれはないのだろうなとは思っているのですけれども、今度下のほうの備品購入費、その中でバッティングネットの購入ってありますけれども、多目的のところにはバックネットはありますよね。ただ、バッティングネットということは、練習するときのピッチャーのほうのバッティングネットなのか、打者の後ろのほうにやって、なるべくバックネット、そこまで行かないようなネットなのか、その辺と、こういうのは今まで、昔うちの子供らが小さいときはそういうのももちろんなかったですけれども、もともとあったものを新規取りかえなのか、それとも新しく購入なのか、その辺含めて説明願いたいと思います。

○教育次長（佐々木容子君） バッティングネット自体は、打者が打ったものが遠くまで飛ばないようにということで、ある程度の大きさのものを、その前で打ってという、球が転がらないようにという、捕捉するというものでございます。今回ここに42万計上していますが、全て新規の購入ということになっております。野球少年団、今までB&Gのそばのグラウンドのほうでやっていましたが、主に練習のほうを古平小学校側の多目的運動広場でやることになるということになりますと、全く今まで備品的なものがないということで、中島グラウンド側から運んで使えるものはそのまま利用しますが、全く今までなかったものということで、不足分を今回購入ということで計上しております。

○9番（工藤澄男君） 先ほど本間委員からもありましたけれども、通学補助の件で伺いたいの

すけれども、全員がもらえるわけではなくて、恐らく所得によって違うのだらうと思うのですけれども、実際に私、議会始まる前に今回加工場を失業された奥様方何名かから、通学補助というのはできないものかということでちょっと教育長のところへ行きましたら、これが教育長は今回の教育委員会の目玉商品だというような話をされていまして、それでこの今もらえる中に、例えば今回の失業を受けた方とかというのは把握しているのですか。

○教育次長（佐々木容子君） お子さんというのは、高校1年生、中学3年生ということで顔ぶれのほうはわかっておりますが、小中学校で就学援助を行う場合、調書をいただくのですが、そちらのほうへ勤務先などを書いていられて、そういうもので加工場かなというのはある程度、地元ということもありますので、あそこのお母さんはあそこ加工場というのもある程度は把握していますが、正式なものという形での把握はしておりません。

○9番（工藤澄男君） それから、もう一点なのですけれども、今所得で分けられていますよね。ぎりぎりいっぱいでももらえないというような方何人かから、ほとんど所得が変わらないのに何でうちにはもらえないのだらうというような人もいます。逆に向こうのほうが我々よりいい生活しているのだけれどもねとか。それはその家庭のあれでしょうけれども、そういう所得ぎりぎりのでももらえないような人が何人かいた場合、ちょっとでも枠を広げるような考えというのはないのでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 確かに数字だけでこういったものは認定するものではないと思いますので、確かにその辺の収入基準等決まっていますけれども、その1項にその他教育委員会が認めるものという認定基準がございます。それに合わせた中で就学援助についても進めていきたいなと思っております。今工藤委員おっしゃるとおり、加工場の破綻なんかというのは収入基準であらわせるものでないので、その辺個々の家庭の実態調査を十分に踏まえながら、認定については進めていきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） 実際に母子家庭でももらえない人もあるようなので、そういう点もうちょっと考慮していただきたいと思えます。

それから、次の問題ですけれども、その下のスクールバスの運行委託料ってありますけれども、私去年の分調べてくるのを忘れたのですけれども、去年と比べてどの程度値上がりしているのか、それとも同じなのか教えてください。

○教育次長（佐々木容子君） 昨年、25年度で378万の予算でございました。今年度は488万ということで、110万円ほど増となっております。

○9番（工藤澄男君） そうしたら、コミュニティバスと同じように、労賃とか油とかそういう考えでよろしいですね。わかりました。

次に、179ページの報酬の分で不登校支援という部分があるのですけれども、別に相談員がどうのということではなく、実際に今不登校とかそれらしき子供というのは古平町にはいるのでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） 現在不登校という扱いのお子さんはいらっしゃいません。

○9番（工藤澄男君） それでは次に、189ページの備品購入費ということで、視覚障害者用（盲導鈴）購入費ってありますけれども、この内容と、実際に受けている方は何名いるのかを教えてください。

さい。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この視覚障害者用（盲導鈴）というものなのですが、障害担当のほうでお願いして文化会館につけてもらうということで私のほうからご説明いたします。

言うなれば、皆さんご存じの一番簡単な例でいきますと、歩行者用の信号が変わったときに、青になったときに音声ガイダンスありますね。鳥の鳴き声だったりだとかもろもろがあるのですけれども、あと小樽とか札幌に行って福祉施設の玄関等に、私の記憶ではぽおん、ぽおんって常時鳴っている、ここが玄関ですよ、入り口ですよというのがわかるように音が鳴っている。それが盲導鈴というものです。

それで、これの対象者としては、現在1名の方。盲導犬と一緒に行動されている方が対象者です。おととしてでしたか、去年でしたか、文化会館に用事があって来た際に、自分の位置関係がわからなくなって転倒したという事例がございました。その後、ではその位置関係をどうすればいいのかということでご本人とじっくり話した中で、まず文化会館、狂犬病の予防接種だとかそういうことで文化会館の利用が多いと。この盲導鈴が鳴っていると位置関係をつかめるので、まず文化会館につけてほしいということで、太陽ホール側の玄関につけてもらえればということで要望を受けております。あと、そのほか町内に町有施設もろもろあるのですが、そちらのほうの設置についても検討したのですが、ご本人との話の中で、まず文化会館につけてもらえれば何とかなると。ほかのところについては、ほかの支援者の方、家族の方だったりだとか身障協会の方だったりだとか、そういう方と一緒にいくことが多いので、ほかの施設については特に今必要と感じていないと。まず文化会館につけていただければという要望がございました。そういうことから、福祉というか、弱者に優しいまちづくりということで、まず1カ所つけます。

それで、これは常時鳴らすのか、それともその都度鳴らすのかということについても、ご本人は自分が利用する際に鳴っていればいいというお話でしたが、その辺は設置した後いろいろと使い方を見ながら、状況を見きわめながら、常時鳴らすのがいいのか、それとも使われるであろうというときに合わせて鳴らすのかということも検討しながらやっていきたいと思っています。対象になるご本人とは、逐次お話をしながらやっていきたいなと思っています。

○9番（工藤澄男君） 確かにすごくいいことで、大変喜ばしいのですけれども、いつ鳴らすのかというような問題、結局本人が鳴らすのか、職員がその人が来たから鳴らすのかとかいろいろ、これもまたちょっと問題はあるのだらうとは思いますが、非常にいいことだとは思っています。そして、今文化会館と言っていましたけれども、恐らくこういう方ですから行動範囲はそんなに広くはないとは思っていますけれども、ある程度役所でも、こういう方ですから、自分で書類書いたりするのに役場なんかには恐らくどなたかがついていくのでしょうけれども、これからまたそういう人がふえないとも限りませんので、なるべく役場の民生課のほうとかそういうようなところにもつけたり、それから課長のいる保健福祉課とか、そういう方々は恐らくそういうところの利用がほとんど多いと思うのです。ですから、その辺あたりもこれから考えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 委員おっしゃるとおり、公共施設にはつけたほうがいいのだらう

とは思っております。ただ、今対象となる方といろいろお話しした中で、まず民生課に対しては盲導犬と一緒に普通に行けますということですので、そこは困っておりませんというお話でした。あと、保健福祉課に用事の際は大体誰か支援者がついていきますということで、特に必要は現在感じていないということですので、今必要とじている部分だけをまず整備した上で、今後ほかにも対象者が出てくる可能性もございますので、その状況を見きわめながら、ふやせるものであればふやしていきたいなということも考えております。

○5番(堀 清君) ページ数が187ページの多目的運動広場費の圧雪車の整備料なのですけれども、細かい整備料を聞かせてください。

○教育次長(佐々木容子君) 具体的にどこが悪くてという整備ではございませんで、1年間使用終わった際に分解をしてさびを落としてとか、そういう整備の部分の計上でございます。

○5番(堀 清君) そうしたら、この金額というのは、単年度で毎年このような計上がされていくということなのですか。

○教育次長(佐々木容子君) そのように考えております。

○5番(堀 清君) 今年度の圧雪車の時間的な使い方というのは、どのような形になっていきますか。

○教育次長(佐々木容子君) 圧雪車ですので、主に雪が降った日、それからある程度、朝降っていなくても日中降ったりということで、冬休み期間中は毎日ですし、冬休み明けは土日ということなのですが、申しわけありません、25年度、今回の日程については押さえておりませんでした。

○5番(堀 清君) どうしても、前回は俺聞いたのですけれども、時間的なものが管理されていないというのが結構ひっかかるのですけれども、要するに機械自体はでかい機械ですので、今答弁してもらった、時間数的なものは何時間も使っていない中で、結果的には燃料費なんかでも金額的には若干ですので、この機械に年間40万も整備料がかかるというのはなかなか納得できないのですけれども、そこら辺はどうなのですか。

○教育長(成田昭彦君) この圧雪車の保管についてでございますけれども、今牧場のほうに保管しているのですけれども、このまま道路を走っていけばいいのですけれども、分解した中で送迎、納めたり出してきたりしなければなりませんので、作業についても、農協の昔のトラクターか何かが入っていたところ、あそこを冬期間使用していますので、その中でさび落とし等をして、運搬費等も含まれていますので、そういったものでご理解願いたいと思います。

○5番(堀 清君) ある程度は理解できるのですけれども、今後機械が使えなくなるまでそのものは継続していくという考えなのですか。

○教育長(成田昭彦君) そのように考えております。

○7番(木村輔宏君) 今の堀委員と関連するわけではないのですけれども、10年ぶりぐらいにスキー場という、形はちょっと違って、多目的の中でスキーをやりましたよということで、基本的なスキーについては教えられるようになったと思うのですけれども、それによって違うところにスキーに行くのは大分違いますか。

○教育長(成田昭彦君) 小学校の場合1年生からやっているのですけれども、1年生は

靴を履かせる、そこからまずやらなければなりません。スキー場へ行くまでに時間がかかるものですから、そういった面では、私も見に行くのですけれども、スキー連盟から指導員も指導に来ていただいて歩行の面からやっていますので、仁木のほうへ行ってもそのまま授業に入れるような、そういうメリットはございます。

○7番（木村輔宏君）　そういう点でいくと、すごくいいものができたなという気がします。それで、今堀委員がお話したことになるかもしれませんが、圧縮する機械がだめであれば、圧雪機がだめであればまた違う方法も考えていただいて、継続的にそれをやっていただきたいなという気がいたします。それについては答弁要りませんけれども、もう一つちょっと気になることは、小学校、中学校の中でスポーツ振興センター共済負担金というものが出てきたのですけれども、これは多目的のスキー場で何か事故があったときにも対応できるのですか。

○教育次長（佐々木容子君）　こちらの振興センターの共済負担金なのですが、学校での行事、授業の場合ということで、授業で使っている場合は全て対象となってきます。

○7番（木村輔宏君）　と思って聞いたので、とすれば多目的のところにも何か保険をつけておかないと、スポーツ関係者の方が来てお手伝いすることもありますでしょうし、学校授業以外でスキーをやる方が出てくる可能性がありますので、早急にすぐということにはなりませんけれども、この次あたりでも考えていく必要があると思いますけれども、どんなものでしょうか。

○教育長（成田昭彦君）　例えばあそこは、学校だけでない、一般町民も使うわけでございますけれども、そういった一般町民までの保険というのは考えていませんけれども、それは自分の判断でやってもらう。ただ、施設的に瑕疵があれば、そういったものは私どもでしょうけれども、個々で利用して、それは一切個人の責任という考えでございます。

○7番（木村輔宏君）　最後にもう一つ聞きたいのですけれども、これは教育長しゃべれるかどうかかわからないのですけれども、164ページの最近話題になっています教育委員長、教育長、首長が指名しますよというようなお話があるのですけれども、1つ聞きたいのですけれども、統一することは私はいいと思うのですけれども、教育委員さんの人数が、教育長、教育委員長ほか3名の方がいらっしゃるのですけれども、もしそうなった場合は人数的には同じなのですか。

○教育長（成田昭彦君）　人数的なものは各町村で決めれると思うのですけれども、その中で、まだ流動的なものですから何とも言えないのですけれども、今でいうと教育委員長が新教育長というか、教育長と委員長をなさって新教育長になるような話でございますけれども、主宰者が首長になるという形で考えていますけれども、ただ言えることは、あくまでも教育委員会というのは中立性を保った中で進めていかなければならないものでして、そこに首長が入ってきてどうなるか。政治的なものが入ってくる、こういった末端町村ではないと思いますけれども、そういった懸念はされますけれども、そういったことはあってはならないことだと思っております。

○委員長（鶴谷啓一君）　教育費、質疑途中でございますけれども、11時15分まで休憩をいたします。

休憩　午前11時02分

再開 午前11時15分

○委員長（鶴谷啓一君） それでは、会議を再開いたします。

教育費、質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（中村光広君） 1つだけお願いします。167ページ、負担金補助及び交付金の下から4行目、古平町奨学金補助金というのがございますが、これの内容と昨年の利用人数をお願いします。

○教育次長（佐々木容子君） 古平町奨学金でございますが、古平中学校を卒業して高校へ通うお子さん、一定の成績がありながら経済的に厳しいという方、所得制限と成績のチェックはございますが、高校へ通うお子さんに対して月額5,000円、12カ月お一人6万円で、5人分の予算をとっております。25年度につきましては、4名の方に支給をしております。

○3番（中村光広君） わかりました。奨学金という名前がつくと、子どもは主に学校の成績が結構優秀な方というのが認められるところに絡んでくると思うのですが、学業成績というのはどのぐらいの成績を設定しているのでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 奨学金の中で、中学校卒業時の平均が3.5以上ということになってございます。

○3番（中村光広君） 3.5の設定ということですが、3.5以下であっても例えば所得が低い家庭とか、そういう家庭の場合はどうなっているのでしょうか。そこで線を区切って、切ってしまうのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 全て資料を用意した中で、奨学金委員会というのがございます。その中で選考するものですから、一概に成績がどうのこうの、もちろんそこには各家庭のそういった事情も入ってきますので、選考委員の中に中学校の校長も入っているということなものですから、その辺は私のほうからは何も言えませんが、ただ基準としては3.5以上ということになっていることだけご理解願いたいと思います。

○3番（中村光広君） 5名の設定ということで、昨年4名の該当があったということですが、学生の生徒が20人前後の学校ですので、5人分の設定であれば、5人補助に申し込みして、補助が当たってもいいのかなと私も思うのですが、生徒たちあるいはご家庭の方に、このような古平町の奨学金があるので、該当する方もしくは使いたい方は申し込んでくださいと、そういうような連絡方法というのは周知されているのでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） それは、中学校を通じてしてございます。ただ、中学校だけでない、継続ということになりますので、例えば高校1年から2年に進級するときですか、そういった面も出てきますので、ですから一概に中学校を卒業したからすぐその方で5名というわけにはいかないものですから、その辺でご理解願いたいと思います。

○3番（中村光広君） 支給が決まって高校に進学されて、1年、2年生、3年生と進んでいくわけですが、その間で成績が届かなくなってしまう、あるいは何かの関係で学校をやめて支給がとまってしまった、そういった状況というのは今までにありましたでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 私が平成20年に来てからは、そういうことはございません。

○8番（真貝政昭君） 173ページ、それから177ページに共通する教育振興費で扶助費、就学援助の関係なのですが、小学生の場合は新入学児童学用品費で21万9,000円、それから中学生の場合は新入学生徒学用品費ということで11万5,000円計上されています。それで、それぞれ内容を説明してほしいのですが、中学生の場合は特に学生服が結構費用がかさむと思うのですが、女子生徒、男子生徒の場合で今学生服はどの程度の額になっているのでしょうか。過去のものなので、わからなくなっているのをお聞きしたいのですが。

○教育次長（佐々木容子君） まず、小学校費ですが、こちらのほうは新入学児童学用品費、お一人単価が1万9,900円設定されております。それから、中学校費ですが、こちらの新入学生徒学用品費は2万2,900円でございます。

後段の制服のお話ですが、申しわけありません、私も子供のいた身ですが、もう大分前ということで、実際幾らぐらいというものが記憶にございません。お答えできません。

○8番（真貝政昭君） 次長は急に來られたのでまだしも、教育長は全体を把握されていますので、わからないでは済まされない。家庭の実態をつかんで、対象となる方はお困りの方が多いですから、前もって年度前に対応するだとかいろいろな方策があると思うので、ぜひつかんでほしいなと思います。

それと、先ほど工藤委員が質問された中で教育長も触れられていたのですが、ひとり親家庭でも対象とならない場合がある。否定されていなかったようなのですが、公費助成をされている方などは対象となる可能性が強いものですよ。この就学援助は。ですから、申請主義というのがありますから、取りこぼしといいますか、そういうのがあるのでないかというふうに思ったのです。

それと、古平の場合は生保の1.2倍という基準を持っていますけれども、過去には数字的に高い数字で対応していた自治体があって、財政難で下げられてきたという経緯があるのですけれども、当然線引きしますと、工藤委員が触れていたように、申請してもはじかれる世帯と対象となる家庭ということで不公平感が生まれます。私の主張は、この倍率を上げることなのではございますけれども、上げないまでも、1.2というものにこだわるのであれば、ほかの自治体でもやっているように、給食費を全員無償にするだとか、それから修学旅行費を、小学校、中学校それぞれ1回ですけれども、これを全額助成するだとか、いろいろな方法で対応の仕方があると思うのですが、その点ちょっと触れてもらえませんか。

○教育長（成田昭彦君） 生活保護基準の1.2倍というのは、昭和55年から変わっていません。これは、昔私教育委員会にいたときの制度ですから、その1.2倍というのは、今再び戻ってきてもまだ1.2倍だったのだなという記憶をさせていただきます。例えば修学旅行ですとか、そういったものの無償化というよりも私はむしろ、数字にこだわるのも必要ですけれども、学校給食費が払えない、教材費が払えない、だから不登校になるとか、そういった児童生徒がいてはそれは困る。ですから、それは数字で割り切れないものがあるわけですから、そういった子供は救ってあげたい、救ってあげなければならないと思っております。それが、真貝委員よくおっしゃる教育の平等というのでしょうか、そういうものではないのでしょうか。ですから、全員を無償にするとかそういったことではなくて、そういったところを救ってあげて、それが教育の平等だと私は思っております。

○8番（真貝政昭君） 昭和55年から数えますと既に数十年たちますので、この間子供の人数も、いなくなるのではないかと思わされるくらいに減ってきていますよね。それが本間町長の課題でもありますので、ぜひともこの数字については、再検討の時期だというふうに考えています。昭和55年当時同じ数字で使っていましたら、予算もかなり使っていたはずなのです。ですから、当然この数字にはこだわるべきではないというふうに、政治的な、政策的な意味も込めて変えるべきだというふうに私は思っています。

次に、文化会館、その前に187ページの先ほどもありました圧雪車の件なのですけれども、スロープの圧雪状況と利用状況と、時々行って、ことし初めて拝見させていただきました。さすが4,000万の圧雪車だけあって、修理して立派に稼働できているなど。だけれども、仕事が少なくて泣いているなど、そういう思いです。思いっきり働かせてあげたい、そういう代物だと思っています。利用されている方は幼児です。小学生ではありませんでした。父母同伴で幼児が遊んでいると。ところが、そりに乗せても途中でとまるというような勾配のスロープで、小学生の初心者に使わせるにしてもとてもとてもという、そういうスロープを実感したのです。それで、本陣は雪が余っていますから、降雪の初期の段階でダンプ等で搬入して原型をつくってしまって、あとは降雪に任せてやるという方法がやれるところですよ。ぜひとも、滑っておもしろいようなスロープを人工的につくれるという思いが実感しましたので、やってみてはどうかと思うのですが。

○教育長（成田昭彦君） 今学校教育でスキー授業を指導する中ではそういった意見というのは把握してございませんけれども、ただ確かに町民が土日等遊んでいる姿を見ている、ボブで来て途中とまるような形はございます。利用者も少ないのですけれども、その辺の宣伝も含めて生涯スポーツのほうでやっていかなければならないのかなというのは私自身感じております。今真貝委員さんおっしゃるように、そういうことが可能であれば、その辺内部で話ししながら、できるものであればそういった対応をしてまいりたい。以前にもスキー場がなくなったときに、その措置としてB&Gの脇に大型の滑り台等をつくった経緯もございますので、そういったものを工夫しながら進めていきたいと思えます。

○8番（真貝政昭君） 同じく187ページで文化会館費なのですが、管理人の配置を廃止しましてから臨時職員による1人体制になったのですけれども、見たところ土日、休日全館閉館という状況なのかなというふうに思ったのですが、そのとおりでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 会館の閉館については、毎月第2、第4だったと思えますけれども、土曜日を閉館とさせていただいております。

○8番（真貝政昭君） 日曜、祝日は全館閉館なのですか。

○教育長（成田昭彦君） 閉館にはなってございません。ただ、利用がない場合に、職員を休ませるというか、そういったことで、この日は何も入っていないので閉館しますよというやり方はしているのかなと思っています。

○8番（真貝政昭君） 利用がないということが続いているのか、土日閉館というのが随分続いているものから、そのような措置をとっているのかなというふうに思ったのです。それで、実感しますのは、子供の行き場というのが、あいているとすればB&Gしかないのです。図書室に入る

こともできないと。せっかく図書室を整備して、大人も含めて好きなときに入りにくいというのも、文化会館の今までのあり方としてかなり閉鎖的になったなど。それから、子供にとっても行き場のない状況が、書店の閉店だとかそういうこともあって、ますます暗い感じのつまらない町になっているなという気がします。善後策として何らかの方策をとるべきでないかというふうに思っているのですが。

○教育長（成田昭彦君） この部分については、対応できるかなと思っております。私も読書活動というのは子供を育てる上で重要視している問題ですので、そういったもので図書室が利用できるのであれば宣伝も含めて、ただ日曜日あけても誰も来ないということではなくて、執行方針でも申し述べさせてもらいましたけれども、こんな新刊が入りましたよとか、図書室をもっと売り込むような形で進めていきたいと思っていますので、今の意見についても考慮してまいりたいと思っております。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、教育費を終わります。

次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款職員給与費、15款予備費、190ページから199ページまで一括質疑を許します。

○8番（真貝政昭君） 196ページの職員給与費です。予算ではなくて、職員の年齢構成が一体どういうふうになっているのかなという疑問です。最近、途中採用も含めて、随分と年間で採用する人数が固まってきているようです。それで、将来的に役場の異動等に十分な対応ができるのかどうかという、そういう感想を持っているのですけれども、そういう計画はされているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 今詳しい資料を持ち合わせてございませんけれども、今問題になっているのが中堅層、そして係長になる年代、これが少ない状況です。そして、この原因につきましては、合併問題が大きかったのではないかなと。あの当時、古平町だけでなく近隣町村もそうですけれども、採用を控えた。後志19カ町村で20名だとか30名しか採用しなかった時代があります。そういうことで、余市町、仁木町でも社会人枠ということで、町村会の試験とは別に採用枠を設けたりしてやっています。そういうことで、古平町も若干のいびつな状況にはなっているというふうに認識しております。

○4番（本間鉄男君） 195ページの諸支出金ということで、本来は収入のほうにもかかわるのかなと思うのですけれども、ふるさと応援基金という積み立て、これを内容を説明、まずしていただきたいと思えます。

○財政課長（三浦史洋君） ふるさと応援基金につきましては、寄附金を歳入のほうで受けております。一般寄附金またはふるさと寄附金として受けてございます。ふるさと寄附金として受けた、町外の方の部分の寄附金がほとんどなのですが、それをこちらのほうの基金のほうに積んでございます。

○4番（本間鉄男君） これは、俗に言うふるさと納税という、そういうあれの部分での積み立てとはちょっと違うのかなと思うのですけれども、毎年1万ずつ積んでいくという、目的としてはど

ういう形で積み立てていくということでしょうか。

○**財政課長（三浦史洋君）** 目的の前に、寄附金の部分で、ここにのせております歳出1万円ですけども、これは利子の部分です。今まで積んでいる残高がございますので、それで利子の部分でとりあえず1万円ぐらいということ。

そして、ご質問の目的ですが、条例のほうにも載っていますように、古平町の発展を応援しようとする者からの寄附金を積み立てるものとして設置してございます。使うことにつきましては、4点ほどございます。教育環境の充実、文化の振興、子育て支援というのが1点、2点目が地域福祉の充実に関する事業、3点目が産業振興に関する事業、4点目がその他町長が認めるふるさとの発展に寄与するものということで使うような条例を定めてございます。今現在のところ、この基金を繰り入れて充当しているというものはまだございません。

○**7番（木村輔宏君）** 聞き逃したというか、あれっと思ったのですけれども、基金費という1万、5万というのは利息という意味ですか。

○**財政課長（三浦史洋君）** 通常当初予算では、まず利息の部分をのせていただきまして、年度始まりまして、寄附金についてもどのぐらいたまつたと。数十万たまつたら、年度末でその補正を歳出予算で組むということにしております。

○**7番（木村輔宏君）** ということは、町長の今回の公約の中で役場庁舎を何とかしますということがあったので、とすれば5万ではなくて、土地開発基金積立金、もう半分以上は積み立ててもいいのではないかなという感覚でお話ししたのですけれども。

○**財政課長（三浦史洋君）** 土地開発基金が今お話出てきたので、これは過去、例えば保育所の用地購入なり、土地開発基金にありますお金を用立てて購入してございます。今その償還というのですか、もとにお金を戻すという形で今回551万円、1万円は利子だと思っておりますけれども、550万円を返すという形で特出しでやっておりますが、あと残りの部分は当初は利子の部分だけということ。

○**委員長（鶴谷啓一君）** ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（鶴谷啓一君）** 質疑ないので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

それでは次に、古平町一般会計予算歳入の質疑を行います。

20ページ、1款町税から39ページ、5款株式等譲渡所得割交付金まで質疑を許します。20ページから39ページまで。質疑ございませんか。

○**8番（真貝政昭君）** 24ページです。法人町民税の説明で、町税収入見込調という表の一番下のほうですけれども、課税標準額が691万8,000円となっています。町内の法人の全所得がこの数字なのでしょうか。

○**財政課長（三浦史洋君）** そうではありません。24ページの法人町民税の法人税割、課税標準額691万8,000円と載せてございます。法人税割を算出しますのは、それぞれの企業の法人税額をもとにしまして、それにこのパーセンテージ14.7%を掛けてございますので、法人税額の総体と見ていただいて結構です。

○8番（真貝政昭君） そうしたら、法人の所得は幾らになりますか。

○財政課長（三浦史洋君） 法人の部分、法人税ということになるのでしょうか、法人税の税率、各種ございますでしょうし、それはお答えというか、わかりません。

○8番（真貝政昭君） 物の本の説明では、法人住民税は法人税の17.3%という数字があって、調整されて14.7%というふうに理解するとすれば、法人税は所得の30%なので、約2,000万ちょっとというような数字になるのかなというふうに思うのですが。

○財政課長（三浦史洋君） 前段の部分の17.3というのは何かなと思いました。古平町の場合は14.7%、制限税率の部分を使ってございます。標準税率は12.3%ですが、古平町は制限税率の14.7%を変えていただいております。もしかして道の法人、道民税の部分のパーセンテージを足したのかなとも思うのですけれども、ぱぱっと出せないで、17.3はわかりません。後段の部分も、単純にそう逆算していいのかどうか、ちょっと違うような気がするのですけれども。

以上です。

○8番（真貝政昭君） 仮に数字が間違っているとしても、大体おおよそこんなものかなというふうに理解しようかなと思っているのですが、この表で出されている課税標準額なのですが、年々減ってきているのですけれども、業種ごとの、個々の法人のあれは言えないでしょうから、特に今回の事件になっている水産加工業界の課税標準額、全体でこのうちのどれくらいになりますか。

○財政課長（三浦史洋君） ご質問の部分、集計は当然してございません。ただ仮に、今特定の業者さん何社か不足ということになるのでしょうかけれども、実際その部分をこういう場でお答えできるかどうかというのは、うちらに関してはそれぞれ収入額、所得額、税額等は秘密でございますので、その部分いかがかなと思っております。

○8番（真貝政昭君） 全体を出す分については問題がないのではないかなというふうに思うのですが。業種を特定しない全体像は既に出ているのですから、出せるのではないのでしょうか。町としても減収の予想というのが新聞紙上でも出ましたけれども、言えないのでしょうか。言えないのであれば、私の最初の概略ではじき出した数字で理解しておきます。

終わります。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、1款町税、5款株式等譲渡所得割交付金までの質疑を終わります。

次に、40ページ、6款地方消費税交付金から47ページ、9款地方交付税まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 40ページです。地方消費税交付金が4,500万と出されているのですけれども、12月にそちらのほうで出てきた予想というのは、数字で出していますよね。それを見ますと、たしか6,500万くらいの数字で出てきているのです。消費税8%になった場合の数字です。なぜこれを2,000万ほど少ないこれに抑えたのか。選挙で言えば隠し担保、最初から貯金できる数字としてそちらのほうで抑えたというふうに理解するのですけれども、独自の考え方で抑えたのでしょうか。

それとも、道あたりの指導で全町的に自治体、後志管内全部でもいいです。相談し合って予算化していると思うのですけれども、どうなのでしょう。

○**財政課長（三浦史洋君）** 地方消費税のこしの額ということで、12月で出したものにつきましては、単純に地方消費税分が1%、これが1.7%になるということで、7割ふえている部分だと思います。それで、6,500万円ぐらいというものでご報告してございました。その後、最近というか、2月に地方財政計画が出まして、その中で都道府県とか市町村の分の消費税の譲渡割、何々割というのがございまして、その伸び率を見ました。それで、百十何、何%、記憶が確かでないので申しわけないです、それがございました。それに近い数字にするために、予算説明書では前年比18.4%増ということで、近いだろうと。町のほうがちょっと多いですけども、そういうので掛け算させていただきまして、今回4,500万円と提案したものです。

○**8番（真貝政昭君）** 国の消費税の増税に伴うスケジュールを財務省がネット上でも公開していますよね。8%時、それから10%になったときの地方への配分の比率も全て公表していますよね。8%のときは、交付金の割合は1%プラス0.7%で1.7%になるというふうに公表されていますよね。その数字で12月に出されて、当然そういうふうに出てくると思ったのですが、全然違う数字で、今説明があった地方財政計画というのは、この交付金に関しては考え方を変えたのですか。

○**財政課長（三浦史洋君）** 済みません。12月に出した部分については、こちらの資料不足といいますか、タイムラグの部分、前も説明しましたけれども、消費税が各企業から国のほうにまず納められます。税務署に納められて、それを都道府県部分で、都道府県に精算でやると。それに時間がかかると。そして、都道府県から市町村のほうにおりてきますので、それで数カ月かかります。そういう部分が私のほうでは見込めていませんでした。今回の、先ほど言いましたように、地財計画が出て、そこで上げ幅というのですか、初年度ですからずれが出ると思います。平年度で言えば単純に1.7倍でもいいのかなと思うのですけれども、今回は初年度のタイムラグの部分というので、今回なるべく正し目の数字であろうというので計上させていただきました。

○**8番（真貝政昭君）** 何にしても古平町独自の考え方ではないということですね。

それと、もう一つ伺いたいのは、これは今後も問題にしていきたいと思うのですが、消費税は丸々収入にはならないと。年度、年度で期末に精算されて、主に輸出大企業のほうに収入として還付される。国のほうの4%の中からは、25年分の見込みとして大体1兆9,000億、約2兆円ですね、それが事業者が払った消費税から還付されて、そういう企業の収入になるという、そういう扱いをされますよね。地方の1%分ですけども、約2兆5,000億収入あるうちの5,000億くらいは、やっぱりそういう企業に持っていかれてしまうと。地財計画で70%の増が見込めないような内容のものが今回出てきたというのは、ひょっとしたら引いた残りの部分で地方に交付金として出されるような状況に方向転換するのかなというふうに疑ったものですからお聞きしますけれども、そこら辺の把握はされていないでしょうか。

○**財政課長（三浦史洋君）** ご質問の中での地財計画の部分は、都道府県に来ると計画されている地方消費税の率を見ております。地財計画の中でも都道府県と市町村の分、この部分は分けらさっていて、当然市町村は都道府県から交付になるので、その計画はありません。都道府県の部分

の計画額、地方消費税というところで百十何%の増というところで、それでお答えしています。

ご質問の本旨の部分は国のほうのやりくりなので、前から真貝委員さんからはお話を聞いて、難しいあれですねと言って、今回の地財計画でも国の何に対してどうだということも書いていないので、勉強不足というか、そこまでは掌握できていません。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、地方消費税交付金から9款地方交付税までの質疑を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時56分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6款地方消費税交付金から9款地方交付税まで質疑が終わっております。

次に、48ページ、10款交通安全対策特別交付金から59ページ、13款国庫支出金までの質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に60ページ、14款道支出金から69ページ、16款寄附金まで質疑を許します。60ページ、14款道支出金から69ページ、16款寄附金まで質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、質疑を終わります。

次に、70ページ、17款繰入金から79ページ、20款町債まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、ここで歳入歳出一括で1人2問までの質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成26年度古平町一般会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

それでは次に、平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について質疑を行います。254ページから277ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 1つだけお伺いしたいのですが、加工場の関係で離職者が大量に出てきましたので、それに関してお伺いしたいのですが、今また今月いっぱい1カ所が廃業するということなのですけれども、加工場で働いている人方のほとんどの人方は、バイトと、正社員ではないものですか、国保に加入していると思うのですが、その人方の離職

に伴っての国保の収入の減少というのはある程度推定できるのでしょうか。

○健康保険係長（和泉康子君） 保険税の減免というお話でよろしかったでしょうか。

（何事か言う者あり）

○健康保険係長（和泉康子君） まず、法律上離職者に対して減免があるのが、通年雇用の方で65歳未満の方限定ということになります。今回は予算にそれは見込まれてはいないのですが、今回の離職者だけでいいますと、142名程度離職される予定のうち、先日80名が相談に来られまして、その中の22名ぐらいが通年雇用の方でした。さらに、そこから所得額がゼロの方とかおりますので、実際に非自発的減免という法律にある分の該当になる方は、今回の該当者で1名から2名と思われます。保険税はその分だけ減免になりますので、所得のほうは税務課のほうになるのですが、国保税が今回の失業によって下がる見込みとしては1名から2名分の所得の100分の30と算定しますので、2人分の70%ぐらいが国保税の減免というふうに見込んでおります。

○4番（本間鉄男君） 通年雇用の方でなくて、一般的にほかの人方は大概国保に入っているという人方のほうが多いのかなと思うので、その人方が例えば所得が失われることによって国保の基準が下がるという場合もありますよね、家庭の所得で。だけれども、実際に均等割だとかそういうものは下がらないのでしょうかけれども、所得割の部分で下がってくるのかなと思うので、その辺の影響がどの程度影響を受けるのかなという質問の趣旨なのですけれども。

○健康保険係長（和泉康子君） 今法律の非自発的減免のお話ししたのですが、そのほかに町の単独減免としまして所得の激減減免というのがあるのですが、それは前年度所得と比較して、例えば2分の1以下になるだとか生活保護に陥るといった場合に適用されるものなのですが、今回は年度末ということもありますし、再就職希望の方がかなりな数いますので、ここ二、三カ月でさらに再就職につけなかったという方、そうなると7月1日ぐらいの確定賦課で年額を確定するときには、本当に就職もなく収入がゼロ円と見込まれる場合は相談を受けてからとなるのですが、基本的な見込額を出すというのはかなり難しいものでありまして、まず1番目にするとすれば分納計画だとか一時的な負担を少なくして、それでも生活が苦しければ26年度中の見込みという出し方になるのです。例えば65歳以上だとかで、もう就職先もないし、体調も悪くて働けないという場合、確定していれば町の単独減免ということで検討することはできるのですが、今のところは皆さん再就職希望ということなので、それに対する影響額というのはまだ算定というか、試算はしておりません。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の質疑を終わります。

次に、平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の質疑を行います。308ページから327ページまで歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計歳

入歳出予算の質疑を終わります。

次に、平成26年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。356ページから387ページまで一括質疑を許します。356ページから387ページまで質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 359ページの水道料金ということでお伺いしたいのですけれども、加工場が閉鎖ということで、今加工場の水道料金って閉鎖による影響というのが何十万か何百万か出てくると思うのです。その辺は、数字としてはどのぐらい推測できますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 新聞等で報道されております破産による6事業者、それから3月まで自主廃業ということで1社、合わせまして6事業者の水道料金について申し上げますと、これ24年度の実収入でございます。24年度におきましては、6社で591万6,000円の水道料金の収入がございます。これが全て26年度から売り上げが減るというふうに、影響としてはそういった額になるかと思えます。

○8番（真貝政昭君） 水道会計は独立されたものとして考えていますけれども、こういう一大事に、負担は町民にかかってくるわけですから、これを補うためにも、町は財政出動といいますか、水道会計を応援する立場で臨んだほうがいいのではないかと。一例なのですけれども、プールの水をたくさん使ってあげるだとか、そういうことでスポーツ活動を活発に行うだとか、そういうふうに考えてもよろしいのかなと思うのですが。

○教育長（成田昭彦君） 別段今それに伴って、例えばプールの日数、そういうものをふやしたとしても、さほど水道会計への影響というのはないのかなという感じしますので、別段今の件に関してプールのそういったことは考えてございません。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成26年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成26年度古平町公共下水道事業特別会計歳入歳出の質疑を行います。424ページから451ページまで歳入歳出一括で質疑を許します。

○8番（真貝政昭君） 水道のほうでは高齢独居だとか母子世帯の減免規定ありますけれども、下水道料金のほうに同じような制度ありましたか。

○建設水道課長（本間好晴君） 福祉施策としての減免制度はございません。

○8番（真貝政昭君） 公共下水道を実施している各町村の実態もそうなのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 下水道料金についての福祉施策での減免制度というのは、ちょっと聞いたことがございません。

○8番（真貝政昭君） 水道を使えば基本的に下水道料金として算定されるわけですから、連動している料金についてやはり設けるべきではないかという考え方なのですけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 本町の下水道料金の設定に当たりましては、水道料金と一体的に徴収する、あるいはカウントすると、そういった仕組みになっておりますので、料金設定の際に水道料金と一体的な料金体系ということで審議会等でご意見をいただきながら決定されたところでご

ございます。そういった意味で福祉的な高齢者と生活弱者に配慮したような、本来であれば経費を収入で賄うと、そういった仕組みで運営されなければならないものではございますが、そういった事情から高齢者等あるいは低所得者等に配慮した水道料金とにらみ合わせた料金を設定しておりますので、さらにそういった福祉制度を入れるということになりますと、最終的には一般会計の財政支援、出動、そういったこととの関係になりますので、制度上からいえば違った考え方でまた料金設定をすると、そういった再検討というふうになるかと思えます。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成26年度古平町公共下水道事業特別会計歳入歳出の質疑を終わります。

それでは次に、平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の質疑を行います。486ページから503ページまで歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

これをもって平成26年度古平町各会計歳入歳出の質疑は全て終了いたしました。

これから平成26年度古平町各会計歳入歳出予算について一括採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（鶴谷啓一君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま可決されました平成26年度古平町各会計歳入歳出予算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（鶴谷啓一君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 1時13分